

男鹿市

ご遺族の方へ

この冊子では死亡届を提出されましたことに伴い、亡くなられた方に関するお手続きの担当窓口をご案内いたします。

該当する項目のある方は、各担当窓口にてお手続きください。

なお、すべての手続きをご案内できるものではありませんので、ご了承ください。



生活環境課 市民サービス班
令和5年10月現在

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

さて、ご遺族におかれましては、今後、相続のほか年金や保険など、さまざまな申請や届出いただく手続きが生じてくるかと存じます。

男鹿市では、それらのうち主に市へ申請・届出いただく分を、少しでもわかりやすく簡単に済ませていただけるよう、ハンドブックを作成し、各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞ、ご利用ください。

男鹿市長 **菅原 広二**

窓口にお持ちいただくもの

来庁される方のもの

お越しいただく方の本人確認書類

○顔写真付きの書類（1点で確認）

運転免許証、マイナンバーカード、障がい者手帳、パスポート、在留カード 等

○顔写真付きの書類をお持ちでない場合（2点で確認）

健康保険証、介護保険証、年金手帳、各種受給者証 等

預貯金通帳（相続人代表・喪主）

国民健康保険証（亡くなられた方と同じ世帯の加入者全員分）

※亡くなった方が世帯主の場合のみ

委任状

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合

※ 印鑑（相続人代表・喪主）は、この冊子でご案内している手続きでは不要ですが、他の機関では必要な場合もございます。

お手続きの際には、窓口で本人確認をさせていただきます。

来庁される際には必ず本人確認書類をご持参ください。

死亡に関連して生じる手続きと必要なもの

| 区分 | 対象者 | 手続き・必要なもの | 受付窓口 問い合わせ |
|----|---|---|--|
| 生活 | 印鑑登録 をしていた方 | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証の返納 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 ※3ページ『窓口にお持ちいただくもの』に記載された番号のものを返納してください。 | 受付 ・生活環境課 ・若美支所 ・いつく市民サービス窓口 |
| | 世帯主が亡くなられたとき | <input type="checkbox"/> 世帯主変更 世帯員が2人だった場合は自動的に変更いたしません。 3人以上いる世帯の世帯主が亡くなった場合、別の世帯員が世帯主になる必要があります。 ◎窓口で死亡届を出された場合… 受付時に世帯主になる方を確認しております。 ◎閉庁日・夜間に届出された場合… 後日、職員が電話で確認させていただきます。 | 担当 生活環境課 市民サービス班 24 - 9111 |
| | 住民基本台帳カード をお持ちの方 | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カードの返納 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード ※カードは使用できなくなります。 | 受付 ・生活環境課 ・若美支所 ・いつく市民サービス窓口 ・各コミセン |
| | マイナンバーカード (個人番号カード) もしくは 通知カード をお持ちの方 | <input type="checkbox"/> 個人番号カード・通知カードを返納 していただく必要はありません ※相続の手続きなどで亡くなった方のマイナンバーの提出を求められる場合がありますので、諸手続きが済むまでは保管をお願いします。 諸手続きが終わりましたら、ご遺族の方で処分いただいで結構です。 | 担当 生活環境課 市民サービス班 24 - 9111 |

| 区分 | 対象者 | 手続き・必要なもの | 受付窓口 問い合わせ |
|----|---|--|---|
| 保険 | 国民健康保険 であった方 | <input type="checkbox"/> 保険証の返納 <input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険証 ※該当する場合、下記の書類もお持ちください。 <input type="checkbox"/> 高齢受給者証（70歳から74歳までの方） <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受領証 | <input type="checkbox"/> 受付 ・生活環境課 ・若美支所 ・いつくしサービス窓口 ・各コミセン <input type="checkbox"/> 担当 生活環境課 保険班 24 - 9112 |
| | | <input type="checkbox"/> 葬祭費支給申請 葬儀を執り行った喪主の方に葬祭費（5万円）が支給されます。申請できる期間は、葬儀を行った日の翌日から2年です。 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳（喪主） | |
| | | （※亡くなられた方が世帯主であった場合） <input type="checkbox"/> 国民健康保険証交付 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と同世帯の国民健康保険証 | |
| | 後期高齢者医療制度 に加入していた方 | <input type="checkbox"/> 保険証の返納 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療保険証 ※該当する場合、下記の書類もお持ちください <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受領証 <input type="checkbox"/> 葬祭費支給申請 葬儀を執り行った喪主の方に葬祭費（5万円）が支給されます。申請できる期間は、葬儀を行った日の翌日から2年です。 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳（喪主） | |
| | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 療育手帳 をお持ちの方 <input type="checkbox"/> 母子・父子世帯 <input type="checkbox"/> 乳幼児・小中学生 | <input type="checkbox"/> 福祉医療受給者証の返納（マル福） <input type="checkbox"/> 福祉医療受給者証（白・ピンク・青色） | |

| 区分 | 対象者 | 手続き・必要なもの | 受付窓口 問い合わせ |
|--------|--|--|--|
| 福祉 | 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方 | <input type="checkbox"/> 手帳の返還 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳返還書 (用紙は窓口にあります) | <input type="checkbox"/> 受付 ・福祉課福祉班 ・若美支所 ・いく市民サービス窓口 ・各コミセン <input type="checkbox"/> 担当 福祉課福祉班 24 - 9117 |
| 介護 | 65歳以上の方 介護認定を受けている方 | <input type="checkbox"/> 介護保険証の返還 <input type="checkbox"/> 介護保険証(黄色) ※該当する場合、下記の書類もお持ちください <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証(ピンク色) <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証(黄緑色) | <input type="checkbox"/> 受付 ・生活環境課 ・介護サービス課 ・若美支所 ・各コミセン <input type="checkbox"/> 担当 介護サービス課 介護班 24 - 9119 |
| 税金・保険料 | 市・県民税が課税されている方 固定資産・軽自動車を所有している方 国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主 介護保険・後期高齢医療の被保険者の方 | <input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届の提出 <input type="checkbox"/> 相続人代表者指定届 ※相続人代表者指定届とは、相続人を代表して賦課・徴収に関わる書類を受領する方を指定していただくためのものです。この届出は相続を確定させるものではないため、不動産の相続による所有権移転登記とは関係ありません。 | <input type="checkbox"/> 受付 ・税務課 ・若美支所 ・いく市民サービス窓口 ・各コミセン <input type="checkbox"/> 担当 税務課課税班 24 - 9134 |
| | <input type="checkbox"/> 今後の納税に関する手続きについて 被相続人の税金・保険料は相続人に引継がれます。 お手元の納税通知書により、相続人が連帯して納付してください。 ※納税通知書を紛失した場合や、不明な場合は、税務課債権管理班へお問い合わせください。 | | <input type="checkbox"/> 受付 <input type="checkbox"/> 担当 税務課 債権管理班 24 - 9136 |

| 区分 | 対象者 | 手続き・必要なもの | 受付窓口 問い合わせ |
|-------|-------------------|--|--|
| 水道・ガス | 水道・ガスの 使用者・所有者 | <p><input type="checkbox"/>使用開始・再開</p> <p>企業局管理課へ連絡をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>お客様番号が書かれている書類 検針票、納付書 等 <input type="checkbox"/>水道・ガスを使用する場所 <input type="checkbox"/>氏名 <input type="checkbox"/>連絡先 <input type="checkbox"/>立ち会い可能な時間（ガスの開栓時） <p>※家屋内の蛇口等が開いていると開栓出来ませんので すべて閉めてください。</p> <p>※水道を再開する場合、初回料金請求時に再開栓手数料 として500円（税抜）いただきます。</p> <p>※混雑いたしますと、ご希望の日時に伺えない場合がご ざいますので、早めにご連絡ください。</p> <p>※土日、祝日は作業しておりません。お申し込みは 平日にお願いします。</p> | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">担当</div> </div> <p>企業局管理課 お客様サービス班 46 - 4103</p> |
| | | <p><input type="checkbox"/>使用中止（一時停止・廃止）</p> <p>企業局管理課へ下記の内容の連絡をお願いします。料金の 精算方法や連絡先等を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>お客様番号が書かれている書類 検針票、納付書 等 <input type="checkbox"/>水道・ガスの使用をやめる場所 <input type="checkbox"/>氏名 <p>※家屋内の水道は凍止栓等により管の水抜きをしっかりと 行ってください。管の中に水が残っていると、冬期間 に凍結、破損する場合があります。</p> <p>※給湯器等の水抜きもしっかり行ってください。</p> | |

| 区分 | 対象者 | 手続き・必要なもの | 受付窓口 問い合わせ |
|---------------|---|--|---|
| 水道 ・ ガス | 水道・ガスの 使用者・所有者 | <input type="checkbox"/> 使用者・所有者の名義変更 ◎郵送で手続きを行う場合… 住所及び現在の使用者名（所有者名）をお知らせく ださい。所定の用紙と返信用封筒を郵送いたしま す。必要事項を記入の上、企業局にお送りください。 ※口座の変更は各金融機関、郵便局での手続きとなり ます。 | <input type="checkbox"/> 受付 ・生活環境課 ・若美支所 ・いく市民サービス窓口 ・各コミセン <input type="checkbox"/> 担当 企業局管理課 お客様サービス班 46 - 4103 |
| | 森林の土地の 所有者 （相続登記が完了 したとき） | 森林の土地の取得所有者の名義変更については、 農林水産課 水産林業振興班にて届出が必要です。 | <input type="checkbox"/> 受付 <input type="checkbox"/> 担当 農林水産課 水産林業振興班 24 - 9139 |
| 農林 | 農地の生前一括贈 与を受けた贈与者 または受贈者 ※農地の相続登記 が完了したとき 農業経営者（または 農地管理者）が変更 になるとき 農業者年金の受給 者または加入者 | 手続き等必要です。 農業委員会事務局へご相談ください。 ※相続登記が完了した際、登記完了証の写しをご 持参ください。 農業者年金証、戸籍の除籍謄本を持って、JA に問 い合わせしてください。 | <input type="checkbox"/> 受付 <input type="checkbox"/> 担当 農業委員会事務局 24 - 9153 |

| 区分 | 対象者 | 手続き・必要なもの | 受付窓口 問い合わせ |
|---------|---|---|---|
| 空き家・空き地 | 市内空き家・空き地の 賃貸や売却、解体をお 考えの所有者 | <input type="checkbox"/> 賃貸や売却 男鹿市空き家バンク・空き地バンクへの登録が可能です。※バンク登録に当たっては、所有権移転等の 手続きや所定の審査があります。 <input type="checkbox"/> 解体 要件を満たした場合、解体費用の一部を助成しま す。 詳しくは、危機管理課へお問い合わせください | <input type="checkbox"/> 受付 <input type="checkbox"/> 担当 危機管理課 危機管理班 24 - 9113 |
| 年金 | 国民年金 厚生年金 (旧) 共済年金 の受給者 | 年金事務所で手続きが必要となります。 詳しくは 11～13 ページをご覧ください。 ※ (旧) 共済年金受給者の方については、加入して いた共済組合で手続きが必要となる場合があり ます。年金証書等をご確認いただき、各共済組合 にお問合せください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋田年金事務所 ・男鹿市役所で の年金出張相談 (月2回・予約制) ・街角の年金相 談センター秋田 |
| | 年金受給前の方 (国民年金のみ加入) 障害基礎年金 遺族基礎年金 寡婦年金のみ受給者 福祉年金受給者 | 男鹿市役所 生活環境課にお問い合わせください。 | <input type="checkbox"/> 受付 <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境課 ・若美支所 <input type="checkbox"/> 担当 生活環境課 市民サービス班 24 - 9111 |

空き家の除却費用を一部補助します

男鹿市内に存在する危険な空き家を所有者等による自らの除却に対して補助を行い、倒壊や飛散より人的、物的被害を未然に防止することを目的としております。

対象となる物件は？

- A 現地にて不良度住宅判定基準による危険度調査を行い、危険と判断された建物に対して、市より助言指導が行われた建物
- B 判定基準には満たないものの、適正な管理がされず倒壊の恐れがあり除却が必要と思われる建物

補助金の額は？

- A 除却費（解体費、廃材運搬費、処分費）の50パーセント（上限50万円）
- B 除却費（解体費、廃材運搬費、処分費）の20パーセント（上限20万円）



金融機関での除却費に対する融資制度の軽減もあります。
その他要件もありますので、詳しくは空き家等に関する相談窓口へお気軽にご相談ください。

困っていませんか？空き家管理

空き家の状態がわからず不安に感じた事はありませんか？

シルバー人材センターに

空き家管理をお任せください!

建物  **敷地** 

外壁、ガラス破損等の状況等 庭木、草の繁茂、不法投棄の状況等
報告書(チェック票)及び現状写真を郵送させていただきます。
※その他、草刈り・庭木剪定等のご要望に対応いたします。

男鹿市ふるさと納税返礼品に「空き家見回りサービス」を登録しています。遠方に住んでいる方などのために、見回りを行い、庭木、雑草等の状況や家屋の老朽箇所、災害時の被害状況等の写真を送付します。

 お問い合わせ先
相談窓口はこちら

 公益社団法人
男鹿市シルバー人材センター
電話 0185-23-2300
〒010-0503 男鹿市船川港金川字姫ヶ沢152番2 (FAX) 0185-22-1106
ホームページ <https://www.sjc.ne.jp/ogashi/>



空き家・空き地とうしょう

男鹿市空き家・空き地バンクでは
貸す家 売る家を募集しています。

男鹿市内の空き家・空き地の有効活用を通して、移住・定住を促進し、あわせて景観の保全、集落の維持や防犯・防災体制の維持などに繋がる制度です。

■空き家を放置すると

老朽化による倒壊や暴風による屋根等の剥離が起こる危険性が高くなります。

人的・物的被害を未然に防ぐために所有者等自らの適正な管理をお願いします。

■空き家等に関する相談体制

空き家の管理（定期的な見回り、雑草の除去等）について

遠方に住んでいるなど自身で空き家の管理ができない場合は、男鹿市シルバー人材センターで空き家管理（有償）を行います。

詳しくは裏面をご覧ください。

■空き家相談会について

司法書士や宅地建物取引士などと連携し、相続のことや賃貸、売買のことなどを無料で相談できる空き家相談会を予定しております。

賃貸や売買を希望する物件をお持ちの方から、情報を提供・登録していただいたうえで、市公式ホームページへの掲載などを通じて、利用を希望する方に情報を提供します。

登録できない物件

- 倒壊等の危険がある
- 生活の場として機能しない
- 登録希望者に所有権がない
- 抵当権が抹消されていない

空家等に関する相談窓口 気軽に相談してください

男鹿市総務企画部危機管理課

TEL : 0185-24-9113

FAX : 0185-23-2424

メール : kikikanri@city.oga.akita.jp

市役所以外で手続きに要する証明書等について

○市役所以外で行う手続き（年金・銀行・生命保険・相続 等）に必要な書類の中には市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税に関する証明書等）があるため、各契約会社等にお問い合わせいただいてから市役所にお越しになると手続きが進みやすくなります。

○亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍の発行について

届出後、届出内容の戸籍審査等に時間を要するため、死亡の記載のある戸籍が作成されるまでに日数がかかります。

届出当日や翌日に戸籍全部（個人）事項証明書・除籍全部（個人）事項証明書等を発行することはできません。

ご遠方などで窓口での取得が難しい場合は、0185-24-9111（生活環境課市民サービス班）へご相談ください。

○戸籍等証明書の発行が可能な窓口は、生活環境課、若美支所、いづく市民サービス窓口、北浦コミュニティセンターです。

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます

○相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に相続することが義務になります。

○令和6年4月1日より前に相続した不動産も相続登記がなされていないものは、義務化の対象になります（3年の猶予期間があります。）。

○相続登記は法務局で申請する必要がありますので、ご不明な点があればお近くの法務局（予約制の手続案内を実施中、）や、登記の専門家である司法書士等にご相談ください。

秋田地方法務局 登記部門 018-862-1174

年金の手続きについて

年金事務所で手続きが必要となります。

ご不明な点は、該当する下記の書類をお手元にご用意の上、年金事務所へお問い合わせください。

- 年金手帳（基礎年金番号通知書）
- 年金証書
- 振込通知書や額改定通知書等の相談者本人であることが確認できるもの

※代理の方がご相談に来られる際には、委任状と代理人の身分証明書（免許証等）が必要となります。

年金相談の予約申し込み方法

年金相談のご予約は、相談希望日1ヶ月前から相談希望日の前日までお電話でお受けいたしております。必ず予約のうえ、手続きをお願いします。

◎予約先電話番号：018-865-2392（秋田年金事務所）

※音声案内「1」→「2」を押してください。

0570-05-4890（予約受付専用電話）

※年金相談に関する一般的なお問い合わせは0570-05-1165（ねんきんダイヤル）へ

年金相談や手続きの予約をする際には、

- ・基礎年金番号 または マイナンバー
 - ・相談者氏名
 - ・電話番号
 - ・相談内容
- 等について、確認させていただきます。

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合があります。

また、相談内容により、多少お待ちいただくことがありますので、予めご了承願います。

※事前に予約のない方については、相談できない場合がありますのでご留意願います。

◎秋田年金事務所

秋田市保戸野鉄砲町5-20

平日 … 8:30~17:15

※週初の開所日 … 17:15~19:00

第2土曜日 … 9:30~16:00

☎ 018-865-2392 ※音声案内「1」→「2」を押してください。

※年金事務所は相談窓口の混雑が予想されます。

ご相談、お手続きの際は、予約のうえ来訪していただきますようお願いします。



年金事務所による男鹿の年金出張相談（予約制）

【会場】 男鹿市船川港船川字泉台66-1

男鹿市役所 5階

☎ 018-865-2392

（秋田年金事務所）

※音声案内「1」→「2」を押してください。

※予約は年金事務所でお受けしております。

【開設日時】

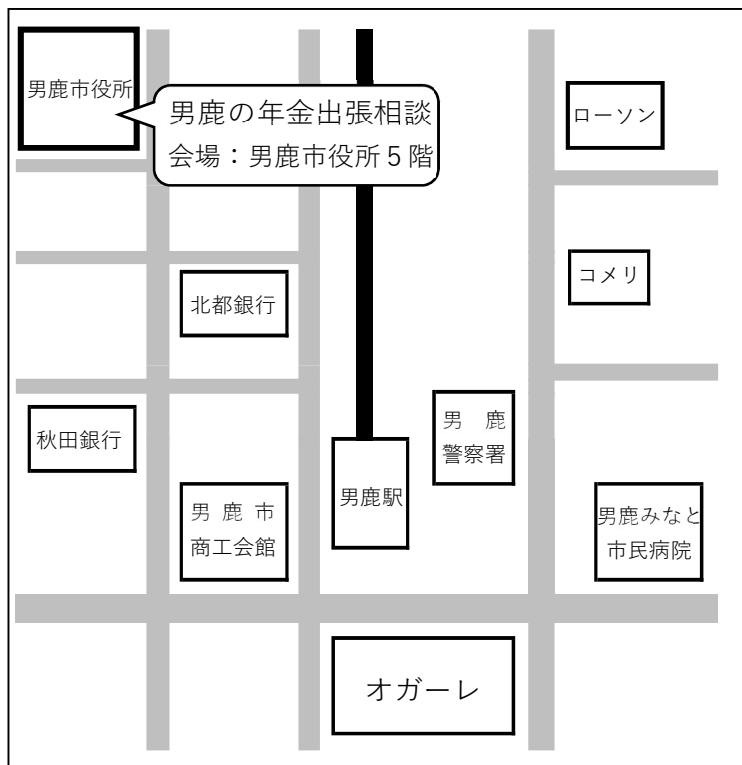
毎月2回（第2・4木曜日）

9:30～12:00

13:00～15:30

（祝日はお休みとなります）

※ご相談、お手続きの際は、秋田年金事務所に電話予約のうえ来訪していただきますようお願いいたします。



街角の年金相談センター秋田（オフィス）

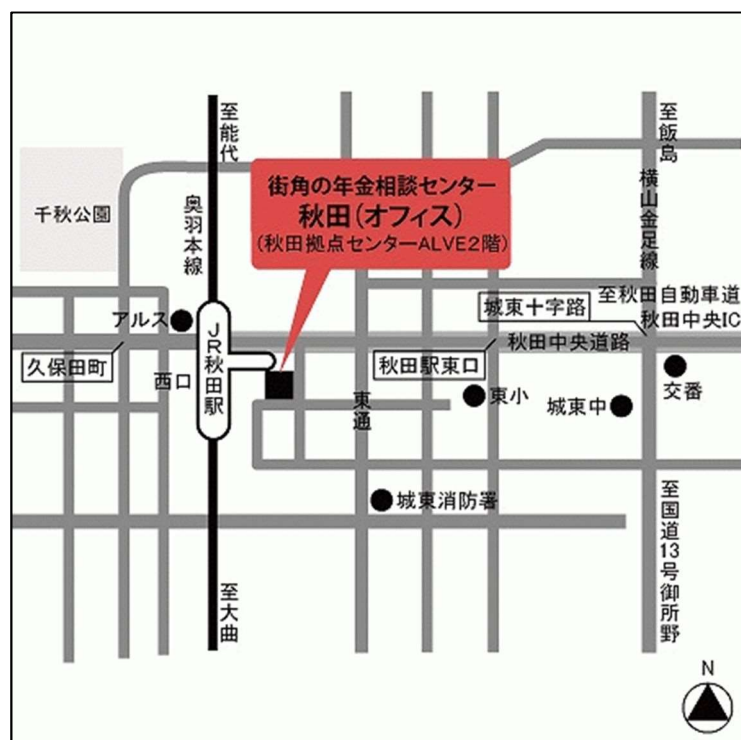
秋田市東通仲町4-1

秋田拠点センターALVE2階

※街角の年金相談センターでは、“対面による年金相談”を行っております。

お電話による年金相談は受け付けておりません。一般的なご相談やご予約はコールセンター（ねんきんダイヤル・予約受付専用電話）で受け付けております。

※「街角の年金相談センター」では、年金証書、振り込み通知書等の再発行について、即時交付は行えません。再発行をご希望の方は、後日送付となりますので予めご了承ください。

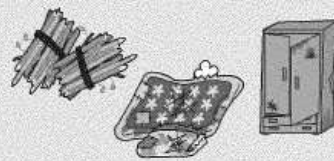


～遺品の処分について～

○遺品を整理し、処分される場合は、下記の処分方法がありますので、参考としてください。

一時多量ごみ

◆引っ越し、冠婚葬祭、庭木の剪定などで、一時的に多量に出たごみは、市の認定を受けただうえで八郎湖周辺クリーンセンターに自己搬入できます。



※処理手数料は搬入当日にお支払いください。

- クリーンセンターへの搬入時間は、月曜日から金曜日は午後1時から午後4時30分まで、土曜日は午前8時30分から正午までとなります。
※1月1日から3日は搬入できません。
- クリーンセンターにごみを搬入する際は、市が発行する「ごみ搬入認定書」が必要です。右の受付場所で、搬入するごみの確認と認定書の発行を受けてください。
※手続きには印鑑が必要です。

受付場所

市生活環境課 ☎24-9114
若美支所 ☎46-2111
北浦出張所 ☎33-2111
脇本出張所 ☎25-2111
船越出張所 ☎35-2111

受付時間/午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

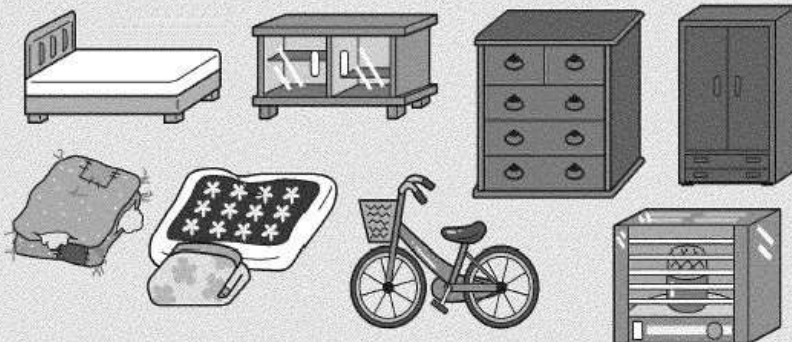
有料による戸別収集を実施しています。
集積所に出すことはできません。
粗大ごみ受付センターに電話でお申し込みください。

家具類

家電製品類

寝具類

乗物類



粗大ごみ

粗大ごみ受付センター ☎0120-12-5383

受付時間/午前8時30分～午後5時(土・日・祝日、1月1日～3日を除く)

手続き方法

●受付センターに電話をして、収集日、手数料などを確認してください。

※収集日に「在宅」の場合と「不在」の場合では手順が異なります。

◆収集日に在宅の場合

●指定された日時に、収集業者が回収に伺いますので、業者から直接証紙を購入し、ごみを引き渡してください。

証紙



◆収集日に不在の場合

①受付センターで確認した金額分の証紙を市役所、支所、出張所などで購入してください。

②購入した証紙をごみの見やすい部分に貼るか、ひもで結びつけてください。

③指定された日時までに自宅前にごみを出してください。

④収集業者が回収します。

※処理手数料はP11～13をご覧ください。

～市で収集しないごみについて～

○遺品を整理するなかで、市で処分できない物もあります。

下記を参考に専門業者へ問い合わせください。

パソコン

市で処理できません

◆「資源有効利用促進法」により、製造メーカーによる回収・リサイクルが義務づけられています。

製造メーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協議会
(<http://www.pc3r.jp/>)にお問い合わせください。



デスクトップパソコン、
ノートパソコン、
周辺機器

- ケーズデンキ男鹿店では(☎0185-35-2551)小型家電リサイクル法により、家庭用パソコンに限り店頭にて引き取りしています。なお、事業者からの持ち込みは固くお断りしています。また、パソコンに付属のモニター等については、別途リサイクル料金が必要になります。詳細は店頭にてお問い合わせください。

処理困難物

市で処理できません

ガスボンベ、消火器、廃油、バッテリー、
耐火金庫、ピアノ、農薬、塗料など

- 購入した販売店または専門業者にお問い合わせください。



事業系ごみ

市で処理できません

◆小売店、飲食店などの事業活動によって出たごみは、
各地区のごみ集積所に出すことはできません。

- 市の許可を受けた業者(P9参照)に処理を依頼してください。

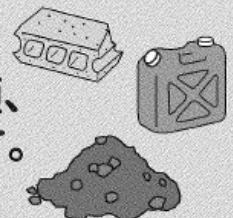


産業廃棄物

市で処理できません

◆事業活動によって出た汚泥、廃油、廃プラスチック類、
ゴムくず、金属くず、がれき類などは産業廃棄物です。

- 産業廃棄物処理業者にお問い合わせください。



家電4品目

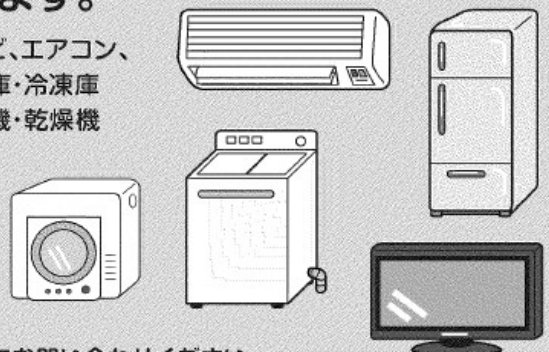
市で処理できません

◆家電リサイクル法により、販売店の引き取り、メーカーによる
リサイクルが義務づけられています。

- 次の方法により引き取りを依頼してください。
- 購入した(する)販売店に引き取りを依頼する。
- 指定された引き取り場所に持ち込む。
- 専門業者に引き取りを依頼する。

テレビ、エアコン、
冷蔵庫・冷凍庫
洗濯機・乾燥機

- 指定引き取り場所
- 日本通運株式会社秋田支店
秋田市土崎港穀保町130-38 ☎018-816-0202
- 株式会社阪東商店
秋田市向浜1-3-11 ☎018-862-5734



- 営業日、営業時間、リサイクル料金等は上記の引取場所にお問い合わせください。

お問合せ

男鹿市役所 本庁

〒010-0595

◎開庁時間 8:30~17:15

秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1

閉庁日 土日・祝日・年末年始

| | 課名 | 班名 | 直通電話番号 |
|-------|----------|---------------|--------------|
| 一階 | 生活環境課 | 市民サービス班（総合窓口） | 0185-24-9111 |
| | | 保険班 | 0185-24-9112 |
| | | 環境安全班 | 0185-24-9114 |
| | 介護サービス課 | 介護班 | 0185-24-9119 |
| | | 地域包括支援センター | 0185-24-3322 |
| | 福祉課 | 福祉班 | 0185-24-9117 |
| | | | 0185-24-9120 |
| | | 保護班 | 0185-24-9118 |
| | 税務課 | 課税班 | 0185-24-9134 |
| | | | 0185-24-9135 |
| 債権管理班 | | 0185-24-9136 | |
| 会計課 | 会計班 | 0185-24-9110 | |
| 二階 | 農林水産課 | 農業振興班 | 0185-24-9137 |
| | | 農漁村整備班 | 0185-24-9138 |
| | | 水産林業振興班 | 0185-24-9139 |
| | 農業委員会事務局 | | 0185-24-9153 |
| | 建設課 | 都市計画班 | 0185-24-9144 |
| | | | 0185-24-9146 |
| 建設班 | | 0185-24-9145 | |

※担当がわからない・迷ったときは

0185-24-9111（生活環境課 市民サービス班）におかけください。

| | 課名 | 班名 | 直通電話番号 | |
|--------------|-----------|--------------|--------------|--------------|
| 二階 | 健康推進課 | 健康班 | 0185-24-3400 | |
| | | 感染症対策班 | | |
| | 子育て支援課 | 子育て支援班 | 0185-27-8074 | |
| | | 施設整備班 | | |
| | 観光課 | 観光班 | 0185-24-9141 | |
| | 男鹿まるごと売込課 | 売込班 | 0185-24-9142 | |
| | | エネルギー・商工港湾班 | 0185-24-9143 | |
| | 文化スポーツ課 | スポーツ振興班 | 0185-24-9102 | |
| | | 文化ジオパーク推進班 | 0185-24-9103 | |
| | 財政課 | 財政班 | 0185-24-9129 | |
| 0185-24-9130 | | | | |
| | 管財班 | 0185-24-9131 | | |
| 三階 | 企画政策課 | 企画広報班 | 0185-24-9122 | |
| | | 移住定住促進班 | | |
| | | 広報・統計担当 | 0185-24-9123 | |
| | 総務課 | 総務班 | 0185-24-9125 | |
| | | デジタル推進班 | 0185-24-9125 | |
| | | 人事班 | 0185-24-9127 | |
| | 危機管理課 | 危機管理班 | 0185-24-9113 | |
| | 教育委員会 | 教育総務課 | 総務班 | 0185-24-9100 |
| | | | 生涯学習班 | 0185-24-9133 |
| | | 学校教育課 | | 0185-24-9101 |

※担当がわからない・迷ったときは

0185-24-9111（生活環境課 市民サービス班）におかけください。

若美庁舎

〒010-0493

◎開庁時間 8:30~17:15

秋田県男鹿市角間崎字家ノ下452番地

閉庁日 土日・祝日・年末年始

| 課名 | | 班名 | 直通電話番号 |
|------------|---------|-----------|--------------|
| 若美支所 | | | 0185-46-2111 |
| 農業委員会 若美駐在 | | | 0185-46-2111 |
| 農林水産課 若美駐在 | | | 0185-46-2116 |
| 企業局 | 管理課 | 総務班 | 0185-46-4102 |
| | | お客さまサービス班 | 0185-46-4103 |
| | ガス上下水道課 | 上水道班 | 0185-46-4105 |
| | | 下水道班 | 0185-46-4132 |
| | | ガス班 | 0185-46-4106 |

関連施設

| 施設名 | 電話番号 | 住所 |
|--|--|-------------------|
| いとく市民サービス窓口 | 0185-47-7090 | 男鹿市船越字内子218番地1外 |
| | 月~金曜日 9:00~19:00 土・日 9:00~17:00 閉所日 祝日(祝日が日曜日にあたる場合は開所し、振替休日にあたる日を休業日とします)、年末年始 | |
| 北浦コミュニティセンター | 0185-33-2111 | 男鹿市北浦北浦字杉原9番地1 |
| 船越コミュニティセンター | 0185-35-2111 | 男鹿市船越字船越40番地 |
| 脇本コミュニティセンター | 0185-25-2111 | 男鹿市脇本脇本字前野8番地 |
| 五里合コミュニティセンター | 0185-34-2111 | 男鹿市五里合神谷字下石27番地 |
| 男鹿中コミュニティセンター | 0185-33-3111 | 男鹿市男鹿中山町字家口144番地2 |
| 戸賀コミュニティセンター | 0185-37-2111 | 男鹿市戸賀塩浜谷字大水沢15番地2 |
| 椿コミュニティセンター | 0185-27-2111 | 男鹿市船川港椿字東27番地 |
| ※各コミュニティセンター開庁時間 8:30~17:15 閉庁日 土日・祝日・年末年始 | | |
| 男鹿市斎場 | 0185-25-3737 | 男鹿市脇本田谷沢字要沢74番地 |

※担当がわからない・迷ったときは

0185-24-9111 (生活環境課 市民サービス班) におかけください。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

